

社会福祉法人みらい育心会 役員等の報酬及び費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みらい育心会定款第9条第2項及び第23条第1項に規定する報酬等及び費用弁償の支給基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程を適用する対象は、役員及び評議員、評議員選任・解任委員会委員、苦情・相談解決のための第三者委員（以下、「第三者委員」という）とする。

(理事会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事の報酬及び費用弁償費)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により費用弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬及び費用弁償費)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

(委員の報酬及び費用弁償費)

第6条 委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(評議員の報酬及び費用弁償費)

第7条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(第三者委員の報酬及び費用弁償費)

第8条 第三者委員が苦情・相談解決のための第三者委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(適用除外)

第 9 条 役員や委員を兼務し、1日に複数の業務に従事する場合に費用弁償を重複して支給することはない。

2 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(費用弁償の辞退)

第 10 条 評議員及び役員は、費用弁償額の全部又は一部につき辞退することができる。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

(補 則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この規程の改正は、平成 31 年 3 月 7 日より施行する。

この規程の改正は、令和元年 6 月 28 日より施行する。

別表1

理 事

名 称	報 酬
理事会出席	5,000円

監 事

名 称	報 酬
理事会出席	5,000円

評議員選任・解任委員会

名 称	報 酬
評議員選任・解任委員会出席	5,000円

評議員

名 称	報 酬
評議員会出席	5,000円

別表2

名 称	報 酬	費用弁償費
理事業務	なし	5,000円
監事業務	半日(4時間) → 5,000円	10キロ以内 1,500円
	1日(8時間) → 10,000円	10キロ以上 3,000円
研 修	半日(4時間) → 5,000円	10キロ以内 1,500円
	1日(8時間) → 10,000円	10キロ以上 3,000円